■■■自治会（町内会）が設置する見守り防犯カメラ管理規程

（目的）

第１条　この管理規程は、■■■自治会（町内会）が、第３条の地域に設置する見守り防犯カメラについて街頭での犯罪防止と個人のプライバシーを保護との調和を図ることをもって、見守り防犯カメラの適切な管理運用を行うことを目的とする。

　（見守り防犯カメラ設置の目的）

第２条　この管理規程で定める見守り防犯カメラは、第３条の地域における犯罪防止のために設置する。

　（見守り防犯カメラの設置概要）

第３条　見守り防犯カメラは、次に掲げる場所に設置する。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 所在地 |
| １ | 藤枝市××１丁目－２－３　地先 |
| ２ | 藤枝市××４丁目－５－６　地先 |

２　録画装置及びその他の機器一式は、次に掲げる場所に設置する。

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 藤枝市××２丁目７－８ |
| 施設名等 | 防犯カメラと同じ支柱に設置するボックス内、××集会所 |

（見守り防犯カメラの設置及び利用）

第４条　見守り防犯カメラの設置及び利用に当たっては、設置目的を達成するために設置箇所及び撮影範囲が必要最小限となるようにし、特定の個人若しくは物を遠隔操作等で継続して追跡的に撮影することがないようにする。

２　見守り防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、設置した見守り防犯カメラの周辺の見えやすい場所に、次の事項を表示する。

⑴　「防犯カメラ設置中」等の見守り防犯カメラ設置していること。

⑵　設置団体の名称

（防犯カメラの管理責任者等の指定）

第５条　設置者は、その適切な管理を図るため管理責任者を指定し、管理責任者は、見守り防犯カメラの機器の操作や画像の視聴等を行う取扱者を指定する。

２　設置者は、前項に掲げる者のほか画像を視聴できる者を数名指定することができる。

３　前二項に掲げる管理責任者等は、次に掲げる者とする。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 役職　　　　　　　　氏名 |
| 管理責任者 | ○×町内会長　　　　▲▲　●● |
| 取扱者 | ×■町内会長　　　　■■　▲▲ |
| 視聴できる者 | ●×町内会副会長　　●●　■■ |

　（画像の保存及び取扱い）

第６条　設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止等の安全管理のため、次の措置を講ずるものとする。

1. 画像等は撮影時のままで保存することとし、加工してはならない。
2. 画像の記録された媒体は、防護された場所で厳重に管理し、第７条に定める場合を除き、外部へ持ち出してはならない。また、記録媒体を持ち出す場合は、施錠可能なカバン等を使用して盗難・紛失等に留意し、常時携行しなければならない。
3. 画像の保存期間は、●●とする。
4. 保存期間が経過した画像は、直ちに消去する。
5. 画像の記録媒体の廃棄は、読み取りが物理的に行えないよう、破砕、裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。

　（画像の利用及び提供の制限）

第７条 設置者等は、画像を第２条に定める設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

1. 法令に基づく場合。ただし、画像の提出を求めるときは文書によるものとする。
2. 警察等の捜査機関から、犯罪捜査目的による要請を受けた場合。

　　　　ただし、捜査機関が画像の提出を求めるときは文書によるものとする。

1. 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められる場合。
2. 本人の同意がある場合、又は本人に提供する場合。
3. 設置者等が管理上、特に必要であると認める場合

（苦情等の処理）

第８条 苦情や問い合わせには、設置者等が、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

　（その他）

第９条　設置者等は、防犯カメラ機器の日常の維持管理及び廃止後の撤去に関しても、適切に対処するよう努めなければならない。

２　この規程に記載されていない事項については、「藤枝市見守り防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に準じて取り扱う。

附則　この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。